

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為）</p> <p>第十条の三十 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>（特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為）</p> <p>第五十七条の三十一の十七 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為）</p> <p>第十条の三十 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>（特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為）</p> <p>第五十七条の三十一の十七 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五（略）</p>

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

改正案	現行
<p>（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為） 第七条の三十の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>（特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為） 第五十条の三十一の十七 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>（特定貯金等契約の締結の事業に係る禁止行為） 第七条の三十の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>（特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為） 第五十条の三十一の十七 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五（略）</p>

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

改正案	現行
<p>（特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為） 第八十五条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為） 第四百七条の十六の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>（特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為） 第八十五条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為） 第四百七条の十六の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇五（略）</p>